

## 県産品申請等要項

### 第1 趣旨

事業者が特定施設での県産品の取扱いを希望する場合の手続き及び、選定結果の通知等についてこの要項を定める。

### 第2 申請方法

申請は以下の書類（原本）及び申請商品サンプル品を郵送または持参することにより行う。

サンプル品の提出については、工芸品は選定委員会開催日5日前まで、食品については、2日前までとし、提出日については、下記事務局より連絡する。

- ・県産品申請書（会社概要）（様式1）（様式集1ページ）
- ・県産品申請書（商品概要）（様式2）（様式集2ページ）
- ・サンプル品

県産品申請書の記入方法については（別紙1）（様式集3ページ）を参照してください。

### 第3 申請の受付先

事務局 〒960-8053

福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま1階

福島県観光物産館 県産品選定事務局

TEL：024-525-4031 FAX：024-536-3188

### 第4 選定結果

申請者に対して、下記のとおり通知をする。

- ・委員会の選定結果について（採用・不採用）

### 第5 取引条件

仕入形態は協議のうえ決定することとし、送料は取引先負担とする。

掛け率の目安は次のとおりとする。

	菓子	農・水産 加工品	米	酒	民芸品
委託仕入	75%	70%	75%	80%	60%
買取仕入	65%	65%	70%	75%	—

※ 生鮮食品及びその他特殊な商品は別途協議させていただきます。

### 第6 売上金精算方法

売上金の支払いは、当月末締め、翌月20日支払いとする。

附 則

この要項は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月12日から施行する。